

伊万里市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 4 日

伊万里市長 深 浦 弘 信

伊万里市条例第 1 3 号

伊万里市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部
を改正する条例

伊万里市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 3 9 年条例
第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

退職報償金支給額表

階 級	勤 務 年 数						
	5 年以上 1 0 年未満	1 0 年以上 1 5 年未満	1 5 年以上 2 0 年未満	2 0 年以上 2 5 年未満	2 5 年以上 3 0 年未満	3 0 年以上 3 5 年未満	3 5 年以上
団 長	円 23万9,000	円 34万4,000	円 45万9,000	円 59万4,000	円 77万9,000	円 97万9,000	円 107万9,000
副 団 長	円 22万9,000	円 32万9,000	円 42万9,000	円 53万4,000	円 70万9,000	円 90万9,000	円 100万9,000
分 団 長	円 21万9,000	円 31万8,000	円 41万3,000	円 51万3,000	円 65万9,000	円 84万9,000	円 94万9,000
副分団長	円 21万4,000	円 30万3,000	円 38万8,000	円 47万8,000	円 62万4,000	円 80万9,000	円 90万9,000
部長及び 班 長	円 20万4,000	円 28万3,000	円 35万8,000	円 43万8,000	円 56万4,000	円 73万4,000	円 83万4,000
団 員	円 20万	円 26万4,000	円 33万4,000	円 40万9,000	円 51万9,000	円 68万9,000	円 78万9,000

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職する非常勤消防団員に
ついて適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例に

よる。